

相続定期預金

令和7年3月10日現在

商品名	・ながしん相続定期預金
販売対象	・個人の方
ご利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・相続で取得した資金で、取得後1年以内の新規契約に限ります。 ・相続により取得した不動産や有価証券の換金代金を含みます。ただし、相続による取得後1年以内に換金された代金とします。 ・他の金融機関でお受け取りの相続資金も対象となります。 <p>他の金融機関にて相続手続きの場合、「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続き完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類をご持参ください。</p> <p>(例) 遺産分割協議書の写し/金融機関に提出した相続依頼書の写し/戸籍謄本の写し/遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)の写し/被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し 等</p>
期間	・1年(自動継続型)
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・一口、1円以上(ただし、「大口定期預金」は一口、1,000万円以上) ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
適用利率	<ul style="list-style-type: none"> ・本定期預金に適用させていただく利率は、預入日の預入期間1年のスーパー定期預金、または大口定期預金利率に当金庫所定の上乗せ利率を加えた利率といたします。 ・自動継続後は継続日の預入期間1年のスーパー定期預金、または大口定期預金利率を適用します。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息には20%※(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) <p>※平成25年1月1日～令和19年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p>
中途解約時の取り扱い	・満期日前に解約する場合は、別表(裏面)の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の預入期間の適用利率は、パンフレットまたは窓口へご照会ください。 ・自動継続後の金利は店頭が表示金利でご確認いただくか、窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時～17時、電話：0120-549-274)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 滋賀弁護士会(電話：077-522-2013)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の事項については、スーパー定期預金および大口定期預金の取り扱いに準じます。 ・預金保険制度の付保対象商品です。定期預金(積立・財形貯蓄商品含む)、定期積金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金を合算し当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金を合計して元本1,000万円までとその利息等が保護されます。 ・預金保険制度に関する詳しい内容については、別途資料をお渡しいたします。

(別表)

定期預金中途解約利率一覧表

約定期間 預入日から 解約日までの期間	1か月以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年もの
6か月未満	解約日における普通預金利率				
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×10%
1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%
2年以上2年6か月未満		約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%
2年6か月以上3年未満		約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×50%	約定利率×40%
3年以上4年未満			約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%
4年以上5年未満				約定利率×80%	約定利率×80%

※ 期日指定定期預金については、約定期間3年以上4年未満の利息計算をします。

(ご注意)

中途解約利息が、すでにお支払いしている中間利息合計額に満たない場合は、その差額金を解約時に差し引いた元金をお支払いします。